

## 広島県防災対策基本条例（仮称）に盛り込む内容案に対する意見の概要

## 1 パブリックコメントの実施概要

## (1) 実施期間

平成20年12月3日（水）～平成20年12月23日（火）（3週間）

## (2) 周知の方法

- ・ 県ホームページ上に公開
- ・ 危機管理課，行政情報コーナー及び県内の各地域事務所に閲覧用資料を配置

## (3) 意見の提出方法

電子メール，ファクシミリ又は郵送により提出

## 2 提出された意見数

14件（意見提出者数 11人）

## 3 意見の概要及び対応案

## (1) 条例全般に関する意見

対応案の「    」(下線)の部分は、条例案の記述の修正等を行った事項を示している。

項目	意見概要	対応案
条例と地域防災計画との関係について	<p>条例文案には、地域防災計画と条例の関係が一言も触れられておらず、地域防災計画と補完関係にあることがわからない。この条例には盛り込んではいないが、県・市町の対策等は、地域防災計画で規定していることを条例中に記載すべき</p> <p>条例と県地域防災計画の法的関係があいまいである。相互に補完する関係というが、地方自治法の特別法である災害対策基本法に基づき、その地域の防災に関する総合的な計画である地域防災計画ですべてを網羅すべきではないのか。</p>	<p>条例の前文において、<u>県、市町及び防災関係機関は、災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画等に則り、防災対策の積極的な推進に取り組んでいる旨を記載しました。</u></p> <p>地域防災計画は県、市町その他の防災関係機関が行う防災に関する事務や業務、即ち公助に関する事項が大きなウエイトを占め、かつ、その内容は行動計画的なものとなっています。</p> <p>一方、条例は、防災協働社会の構築に向けた基本理念や、公助に加え、自助、共助といった県民、事業者、地域における役割等を明らかにする指針的なものであり、地域防災計画とは性質が異なるものと考えています。</p> <p>また、条例制定は、県民や地域における災害への備えを促すきっかけになるものと考えています。</p>

項目	意見概要	対応案
自主防災組織について	<p>この条例案には、自主防災組織のこゝろしか記述されていないが、地元には、町内会や自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、公衆衛生協議会、防犯組合等多様な地域団体が存在しており、いざ大規模災害が発生すれば、それらの団体もそれぞれの地域で活動する。自主防災組織は、町内会や自治会などを構成単位とする組織であり、あえて、自主防災組織に限定する必要はないのではないかと。</p> <p>全体に自主防災組織の役割が大きいようだが、市町の支援策には温度差がある。最低限実施すべき支援策を示すなど、もう少し踏み込んだ表現を希望する。</p>	<p>防災対策の実施においては、ご指摘のとおり、自主防災組織のみでなく、地域の関係団体が連携・協力しながら実施されるべきものと考えています。</p> <p>一方、被害の効果的な軽減を図るための地域における共助の枠組みを考えた場合、防災組織としての体制等を備え、市町や関係団体等とも連携しながら、地域における防災活動を担う自主防災組織を各地域に育成していくことが重要であるため、本条例においては、このような共助の中核となる自主防災組織の役割等について明らかにしました。</p> <p>自主防災組織に対する支援等の内容としては、リーダー等の人材育成や資機材の整備等への支援が考えられますが、実際には、市町ごとに地域の状況が異なり、それぞれの状況に応じた、効果的な支援策を検討、実施していく必要があるほか、時間の経過とともに支援内容も変化していくものと考えられることから、条例においては細かい支援内容は規定せず、支援の方向性や配慮事項を示すのが適当であると考えました。</p>
県の主体性等について	<p>県の主体性が不足している。県の条例であるのだから、市町よりも先に「県」という文言を記述すべきである。</p> <p>また、市町の意見は十分に反映されているのか。</p>	<p>条文中の県と市町の並びを入れ替えました。(例：「市町及び県」→「県及び市町」)</p> <p>市町の意見については、条例素案に関する意見照会及び説明会を通じて把握し、反映させています。</p>
条例の周知等について	<p>県としては、条例を制定することで安心することなく、条例の内容を県民に十分周知し、実際の行動に結びつくよう、リーダーシップを発揮されることを希望する。</p> <p>この条例には、個人や隣近所でどうすればいいのかが書かれていて、これからの備えの手助けになると思います。</p> <p>災害が起こることをみんなが認識して、無理せずに継続してできることやっていくことが大事だと思います。</p>	<p>この条例を制定する目的は、社会全体で災害に備える機運を醸成し、具体的な取組に結びつけることにあります。</p> <p>従って、条例を制定して終わりではなく、条例制定を契機として、その内容を広く周知し、自助、共助の促進等の取組を展開していくべきものと考えています。</p>

(2)「第1章 総則」に関する意見

該当箇所	意見内容	対応案
「県民の役割」	<p>県民の役割の後に続く事業者の役割や自主防災組織の役割を見ると、市町や県が実施する対策に協力するとなっているが、県民の役割にはこのことが書かれていない。</p> <p>県民が自らの備えを行うことは当然として、地域社会の一員としての役割もあるため、事業者や自主防災組織と同様の協力に関する定めが必要ではないのか。</p>	<p><u>ご指摘を踏まえ、事業者の役割や自主防災組織と同様の記述を追加しました。</u></p>
「県の役割（責務）」	<p>国・市町その他の関係機関との連携の中に日米地位協定に基づく在日米軍も含めて示してはどうか。</p>	<p>在日米軍については、基本的には国を通じた間接的な関係となりますが、「国、市町その他関係機関」に含むものと考えています。</p>

(3)「第2章 災害予防対策」に関する意見

該当箇所	意見内容	対応案
<p>第1節 県民の役割</p> <p>「自主防災組織への参加等」</p>	<p>今回の条例で県民の役割に自主防災組織への積極的な参加を規定していますが、むしろ住民が参加する機会を得易いよう自主防災組織からの情報提供や働きかけを十分に行っていただきたいと思います。</p>	<p>本条例案には、自主防災組織の役割として、地域における防災意識の啓発や訓練、研修の実施、地域の災害に関する情報の周知などが盛り込まれており、こうした取組を通じて、自主防災組織が地域に根付き、住民の参加を促すことにもつながるものと考えています。</p>
<p>第1節 県民の役割</p> <p>「災害時要援護者からの情報提供」</p>	<p>個人情報保護法で守られている個人情報を、条例では「努める」との表現が付いているものの自ら提供するよう求めているが、法律の規定に抵触するのではないか。</p>	<p>個人情報保護法は、個人情報であればすべての情報を「保護」という趣旨ではなく、個人情報の保護と利用の調和を図るために定められたものです。個人が自発的な意思により自己の個人情報を提供することについては、個人情報保護法上何ら問題ありません。</p>
<p>第4節 市町及び県等の役割</p> <p>「地域防災力の強化」</p>	<p>この項目が「地域防災力の強化」として示されているが、地域防災力の強化は第2章すべてに共通することではないか。内容からすると、「消防団の機能強化」とするなど、具体的な内容がわかるようにした方がよい。</p>	<p><u>ご指摘を踏まえ、より具体的なものとするため、項目名を「消防団及び水防団の充実等」とし、内容も一部修正しました。</u></p>

(4)「第3章 災害応急対策」に関する意見

該当箇所	意見内容	対応案
<p>第2節 事業者の役割 「来所者等の安全の確保」</p>	<p>1. 被害を拡大させないための防護への協力 例えば地震で石油タンクから海上・河川・湖沼に流れ出た油の拡散を防ぐためシートプロテクターの設置並びに油の除去</p> <p>2. 事業者の役割を細分化・明確化 事業者というと漠然としているので、災害発生時に、どの分野の事業者（ゼネコン、大手メーカー、運送業者等）がどのような協力をするのか事前に明確にさせておく。</p>	<p>被害を拡大させないための防護への協力につきましては、この項目の中に記載している周辺地域住民の安全を確保するための取組の中に含むものと考えています。</p> <p>また、事業者の分野を細分化してはどうかのご意見につきましては、事業者だけそのように細分化して詳細に記載すると、他の主体とのバランスを欠くこととなるため、原案のとおり、事業者全般に関する一般的な記述とするのが適当と考えています。</p>
<p>第5節 県及び市町等の役割 「災害応急対策のための体制の確立」</p>	<p>災害時に、県・市町は応急対策の迅速な確立に努めるとあるが、体制の確立をして、その後に的確な応急対策を実施しなければ意味がない。 応急対策の体制を迅速に確立し、的確な応急対策に努めると表現すべきである。</p>	<p>指摘に沿って、<u>応急対策の体制の迅速な確立に加え、当該対策の的確な実施という記述を追加しました。</u></p>